

「医療的ケア児」支援法が施行 対象は推計2万人、教育体制整備が急務

【西日本新聞 me】 2021/9/18

<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/802647/>

> 人工呼吸器などを日常的に使用する「医療的ケア児」とその家族を支援する法律が18日、施行された。親の付き添いがなくても子どもが適切な教育を受けられるよう、保育所や学校の体制を整備することが柱だ。国は全国の医ケア児を約2万人と推計しており、支援策の具体化が急務となる。保護者らは現場のニーズを踏まえた効果的な対策を求めている。

厚生労働省の調査では、医ケア児の人数は過去10年間でほぼ倍増した。医療技術の進歩により、体重千グラムに満たない新生児など昔なら助からなかった子どもを、日常的なケアで救えるようになったことが背景にある。

一方、社会の受け入れ体制は追い付いておらず、ケアの専門職が不足していることを理由に保護者の同伴を求める学校や保育所もある。付き添うために仕事を辞める親も多い。支援法はこうした課題を解決するため、看護師や介護福祉士の配置など国や自治体、学校が取り組む施策を定めた。…などと伝えています。

医療的ケア児支援法の 概要と主な課題

支援法の概要

- 医療的ケア児の生活を社会全体で支援
- 国や自治体の責務として、相談体制の整備などを規定
- 学校や保育所の責務として、看護師らの配置を規定



主な課題

- 学校や保育所でケアに当たる専門職の不足
- 学校が保護者の付き添いを必須とするケースもあり、離職する親も多い